

令和5年度第3回高砂市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会議事録【要点録】

日時：令和6年2月22日（木）午後2時～

場所：ユーアイ帆っとセンター2階 交流スペース7

1 開 会

（1）あいさつ

2 議 題

- （1）各機関からの報告事項について
- （2）高砂市成年後見支援センターについて
- （3）受任者調整について
- （4）その他

3 閉 会

議題

（1）各機関からの報告事項について

○高砂市（中核機関）

〈前回からの追加報告事項〉

- ・第2回成年後見相談会を令和5年10月27日に実施。（任意後見1件、法定後見2件）
- ・第3回成年後見相談会を令和6年2月29日に実施予定。
- ・令和6年度新任職員研修を令和6年6月4日に実施予定。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・市長申立に対する認識について。真に市長申立による成年後見制度利用が必要な人に支援を実施する必要がある。

○会長

〈前回からの追加報告事項〉

- ・特になし。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・支援対象者本人の素行が悪く、支援体制の構築が難しいケースにどのように対応するか。
- ・市長申立案件において家庭裁判所からリーガル・サポートへ推薦依頼があり、アセスメントを含め、詳細な申立書類の作成を希望する。
- ・受け手が決まらず家庭裁判所へ返却した事例あり。本人の支援体制が構築されていないまま、後見人に課題を全て丸投げする状況が続くのであれば、益々受け手がいなくなり危機感を覚える。

○副会長

〈前回からの追加報告事項〉

- ・兵庫県弁護士会内においてホームロイヤー制度についての研修を令和5年11月6日に実施。
- ・神戸家庭裁判所との懇談会を令和6年2月5日に実施。
- ・神戸家庭裁判所の書記官による研修を令和6年2月7日に実施。
- ・信託研修を令和6年3月19日に実施予定。
- ・兵庫県弁護士会と三井住友信託銀行との間で任意信託についての契約を締結。
- ・県内他市町における、後見支援センター設立準備委員会等への委員推薦。
(例：北はりま成年後見支援センター設立準備委員会推薦)
- ・精神保健支援弁護士制度を新設。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・特になし。

○委員

〈前回からの追加報告事項〉

- ・令和5年10月の成年後見制度相談会に山里社会福祉士が出務。
- ・令和6年2月の成年後見制度相談会に岡村社会福祉士が出務予定。
- ・任意後見制度の積極的な受任に向けた検討部会を設置。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・近々の高砂市のケースについて受任者はスムーズに決まっているが、ケース数の多い他市では受任者が決まりづらい状況が続いている。

〈その他〉

- ・ぱあとなあ兵庫 明石・加古川エリア研修会を令和5年11月11日に開催。
- ・ぱあとなあ兵庫 明石・加古川エリアとリーガル・サポート 明石支部による合同研修を令和6年2月14日に開催。

○委員

〈前回からの追加報告事項〉

- ・成年後見制度の普及啓発として、令和5年12月号に社協だよりを発行。
- ・ホームページにて成年後見制度について掲載。
- ・ラックにチラシを設置。
- ・成年後見制度相談受付が令和5年12月末までの時点で37件。
- ・権利擁護講演会を令和6年1月22日に開催し、39名が参加。
- ・成年後見制度の申立への支援が令和5年12月末までの時点で19件。
- ・高砂市成年後見制度利用促進基本計画に関する業務として、成年後見支援検討会議を開催。
令和5年12月末までの時点で検討ケース数が26件で、定例8回、臨時3回を開催。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・在宅に戻る見込みのないケースにおける家財処分及び居室の原状回復の手続きをする人がいない。

○委員

〈各機関から前回からの追加報告事項〉

- ・医療機関や介護施設と連携し、対象者及び親族への制度説明を実施。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・本人はもちろん、親族に対する支援が必要なケースが増えてきている。

○委員

〈各機関から前回からの追加報告事項〉

- ・特になし。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・自ら財産管理できていないにも関わらず、金銭管理を第三者に任せることを拒否する人及び、成年後見支援検討会議で協議するも、制度利用に至らなかった方に対するフォローが、ケアマネジャーにとって負担が大きい。
- ・ケアマネジャーが成年後見制度を知らない。

○委員

〈各機関から前回からの追加報告事項〉

- ・令和5年12月末現在の日常生活自立支援事業の現状として、利用契約者数18名。内、令和5年度新規契約者数7名。解約者数2名。
- ・相談援助件数（日常生活における金銭管理、福祉サービス利用援助等）が557件。内、新規相談、問い合わせ件数が26件。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・相談支援活動にかなりの時間を要する。
- ・生活支援員の確保に苦慮している。

〈その他〉

- ・日常生活自立支援と成年後見支援の業務は、両制度の連携を図る観点から、成年後見支援センターの職員は、日常生活自立支援専門員として登録を行い、業務を一体的に実施していく必要がある。

○委員

〈各機関から前回からの追加報告事項〉

- ・特になし。

〈支援活動における課題・成功事例〉

- ・民生委員から情報提供したケースについて、その後の状況が分からない。
- ・民生委員とケアマネジャーの連携が取れていないケースがある。

〈その他〉

- ・成年後見支援検討会議に民生委員を加えていただきたい。
- ・民生委員が成年後見支援検討会議に参加したケースがあるのか教えていただきたい。
- ・担当ケアマネジャーが誰なのかを確認できる体制を構築して欲しい。

○会長

民生委員と意識的にかかわっているか。

○委員

連絡いただいたケースについては、民生委員と相談し対応している。状況に応じて報告するよう心掛けています。毎月のケース見直し時に決定したことについても連絡しています。

令和5年度は、1度、成年後見支援検討会議に民生委員に参加いただいた。当該ケースは申立者が決定している。

内部調整ができておらず、専門職と上手く連携が取れなかったことがある。

○会長

お互いに情報共有し、ケースごとにそれぞれの役割を認識しておきたい。

○副会長

記載されている候補者が親族かつ専門職の場合、特別考慮することはあるのか。この場合、専門職として捉えるのか、それともあくまで親族として捉えるのか。

○委員

ケースの課題に応じて判断すると思うが、具体的事案は思い浮かばない。

虐待ケースであることなど、詳細は書類から読み取るのは難しいので、申立時に候補者を決め、たうえで裁判所へ申立てをすることが本来あるべき姿であると考えている。

○副会長

ケースにおけるキーパーソンが不明のまま申立てられた場合、何らかの形で補正を促すことはあるか。

○委員

裁判所が間に入ることはないので、記録上、何も分からないという答えになると思う。

○副会長

例えば虐待ケースの場合、利益相反となる可能性があるので虐待者等の氏名をしっかりと確認しておく必要があると思う。

○委員

虐待ケースの場合は、恐らく市が関わっている場合が多いと思う。

○副会長

申立前に加害者側から法律相談を受けている場合、団体からの推薦を受け就任してしまった場合、辞退せざるを得なくなる。再度選任が必要になり、新たな紛争に繋がる可能性もある。虐待者やキーパーソンの氏名は反映させた内容で裁判所へ申立していただきたい。裁判所側もそのような視点も持ち、必要に応じて補正を促すなどして欲しい。

○委員

具体的に懸念する事案かどうかを事前に裁判所に問い合わせさせていただき、お答えする形になると思う。

○高砂市（中核機関）

市長申立について、どのような内容で記載すれば、推薦依頼先に伝えていただけるのか。市からの申立書類には記載していても、推薦依頼時に省略されている場合がある。それらに留意し申立書類を作成したい。

○委員

市長申立の場合、候補者を決めたくて申立していただきたい。外部に開示できない情報については申立書に記載していない場合もあると思う。事前に問題について協議し、適する専門職や特定の候補者を記載していただきたい。

○会長

市長申立については、候補者を決めましょう。支援方針の検討段階から、専門職が関与しているケースもあると思う。

○委員

加古川では、市長申立の場合、恐らく加古川市と加古川の成年後見支援センターが協議して候

補者を決めていると思う。候補者選定をする分、余計に時間がかかる懸念はある。

(2) 高砂市成年後見支援センターについて

○委員

依頼すれば研修を実施していただけるのか。

○高砂市（中核機関）

高砂市に限定していただければ実施可能。成年後見支援センターの運営開始後、改めてご相談いただきたい。

(3) 受任者調整について

○会長

受任者調整は、市長申立において候補者を決めるということではないかと思う。

○委員

明石市の場合、市長申立以外のケースは、成年後見支援センターが候補者を決定し、成年後見支援センターから直接依頼が来る。候補者となった場合、対象者本人との事前面談から始まる。

○会長

各専門職へ直接依頼するのではなく、まずは成年後見支援センターに依頼するという認識を持たなければ、集約せず話が前に進まない。高砂市として受任者調整についてどのようにイメージしているのか。

○高砂市（中核機関）

少なくとも市長申立については候補者を決める必要があると思うが、三士会の各団体と個別に協定を結ぶ必要はあるのか。あるいは、特定の専門職に対し個別に相談、依頼すれば候補者を推薦いただけるのであれば、全く無理な段階ではないと思うが、市や成年後見支援センターから特定の専門職に対して個別に依頼することは難しいと考えている。受任者側として難しくないのであれば、受任者調整機能の発揮に向け調整したい。

○委員

高砂市においては、成年後見制度支援検討会議を受任者調整の場のひとつとしてもよいのではないか。

○会長

ひとまず三士会の各団体に推薦依頼するしかないと思う。高砂市内の司法書士だけでは、人数等を考えると受任しきれない。

○高砂市（中核機関）

市や成年後見支援センターから、専門職に対し個別に依頼できないのか。

○副会長

相談者に対する専門職のマッチングと、市長申立時の候補者の決定については、別のスキームを組まざるを得ない。三士会と成年後見支援センターと市が議論し、確認しながら進める必要がある。

（４）その他

○委員

現在、市と契約している専門職バンクの契約は継続されるのか。

○高砂市（中核機関）

継続する。成年後見支援センターとの専門職としての契約は別途お願いしたい。

現在の委員の委嘱期間が令和６年４月３０日までとなっており、次回は新しく委嘱された委員で開催することになる。新たな委員の委嘱、開催については別途調整させていただく。

次回開催については、改選により新たに委嘱された委員に案内する。